国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成 30 年 2 月 1 日
東 北 地 方 整 備 局
東 北 運 輸 局

福島県踏切道改良協議会合同会議を開催します

～地域の実情に応じた踏切道対策を検討～

国土交通省では、改正踏切道改良促進法に基づき、全国８２４箇所（東北管内２７箇所）の指定を行っております。

今回、福島県内の法指定踏切である第４喜多方街道踏切及び新沼踏切において、地方踏切道改良協議会を「福島県踏切道改良協議会合同会議」として開催し、改良計画等について協議しますのでお知らせします。

地方踏切道改良協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・専門的な知見を有する行政機関、地域の関係者等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行い、指定された踏切道の対策促進を図るものです。

今後、他の指定踏切道についても地方踏切道改良協議会の開催に向けた準備を進めて参ります。

記

○日　　時：平成３０年２月５日（月）１３時３０分～１４時３０分（予定）
○場　　所：福島テルサ　４階　つきのわ
　　福島市上町４－２５
○議事内容：・第４喜多方街道踏切（喜多方市）について
　　・新沼踏切（相馬市）について
○取材について
　合同会議は傍聴可能です。ただし、カメラ撮りは冒頭挨拶までとします。
　発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会
　　福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ

〈問い合わせ先〉福島県踏切道改良協議会合同会議 事務局
【全般、道路に関するもの】
国土交通省東北地方整備局道路部
地域道路課 課長補佐　石渡
022-225-2031（地域道路課 直通）
【鉄道に関するもの】
国土交通省東北運輸局鉄道部
技術課 課長補佐　及川、係長　井龍
022-791-7528（技術課 直通）

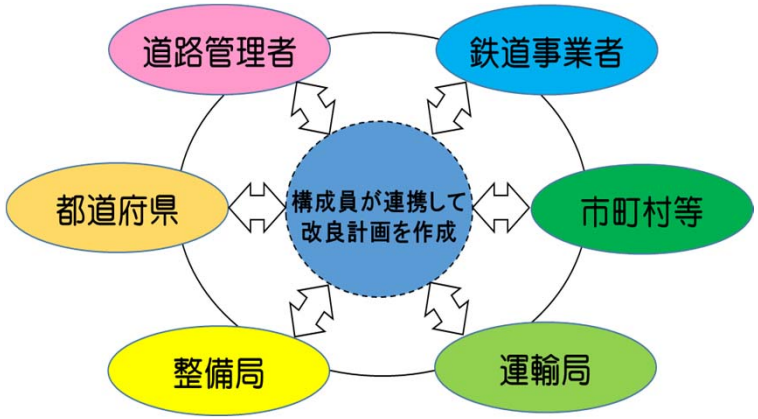
地方踏切道改良協議会

○地方踏切道改良協議会は、道路管理者、鉄道事業者及び広域的な観点・専門的な知見を有する行政機関、地域の関係者等によって組織され、地域の実情に応じた踏切道対策の検討等、地方踏切道改良計画の作成及び実施等に関し必要な協議を行うものです。



福島県踏切道改良協議会 合同会議

■協議会の構成



【第4喜多方街道踏切道改良協議会　構成員】

・福島県（道路管理者）
・東日本旅客鉄道株式会社（鉄道事業者）
・福島県（所在地県）、東北地方整備局、東北運輸局、喜多方市、喜多方警察署、喜多方市教育委員会



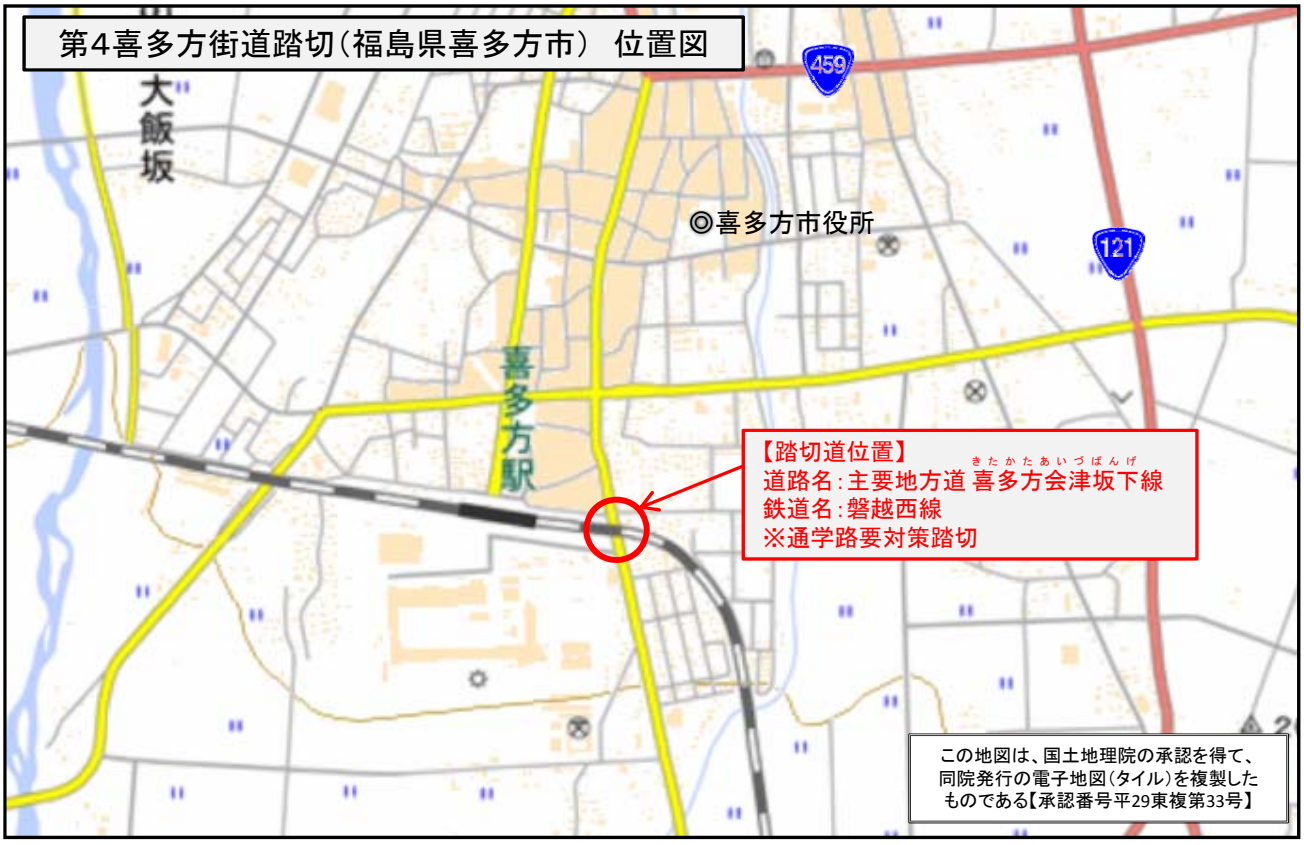
第4喜多方街道踏切

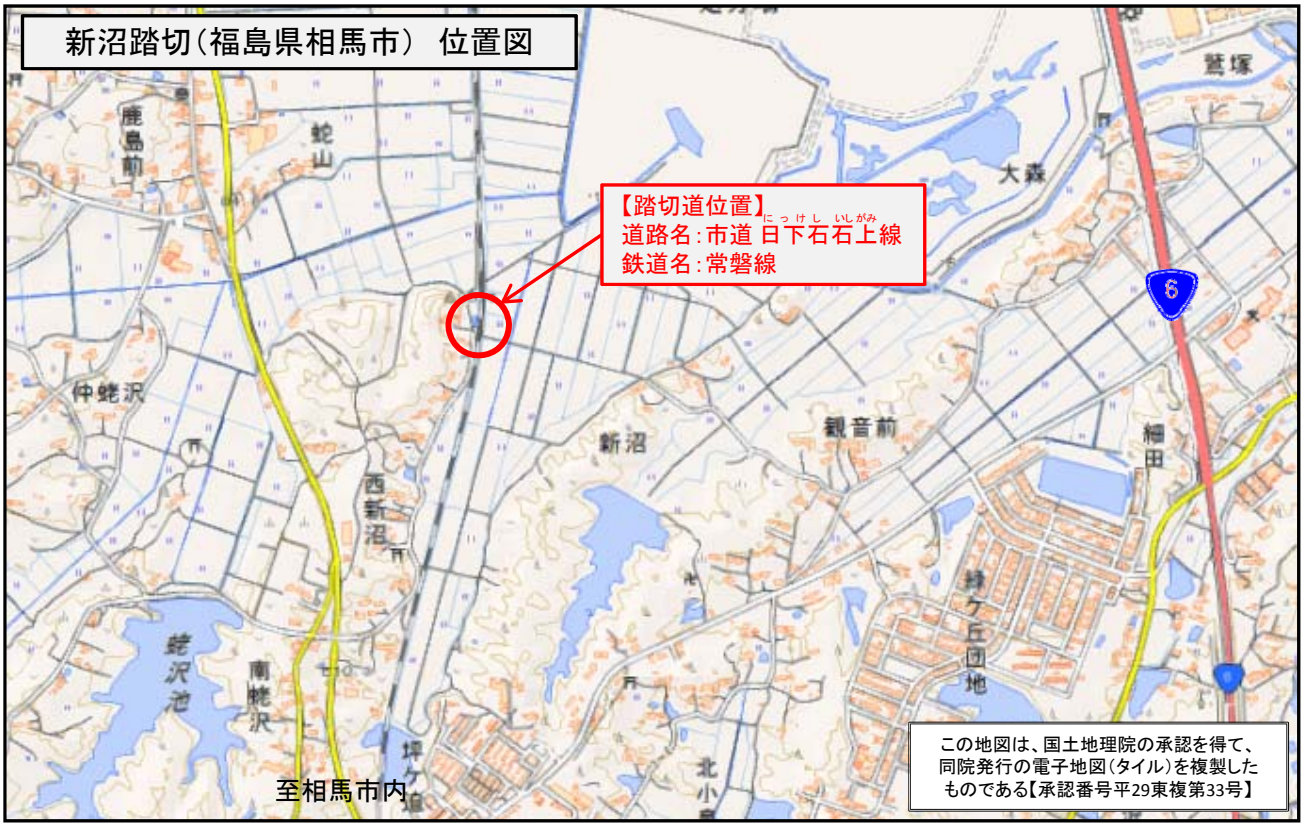
【新沼踏切道改良協議会　構成員】

・相馬市（道路管理者）
・東日本旅客鉄道株式会社（鉄道事業者）
・福島県（所在地県）、東北地方整備局、東北運輸局、相馬警察署、相馬消防署



新沼踏切


第4喜多方街道踏切（福島県喜多方市） 位置図
大飯坂
459
◎喜多方市役所
121
喜多方駅
【踏切道位置】
道路名：主要地方道 喜多方会津坂下線
鉄道名：磐越西線
※通学路要対策踏切
この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地図（タイル）を複製したものである【承認番号平29東複第33号】


新沼踏切（福島県相馬市） 位置図
鹿島前
蛇山
【踏切道位置】
道路名：市道 日下石石上線
鉄道名：常磐線
大森
鷲塚
6
仲蛇沢
新沼
観音前
西新沼
蛇沢池
南蛇沢
至相馬市内
この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の電子地図（タイル）を複製したものである【承認番号平29東複第33号】

福島県踏切道改良協議会合同会議　協議対象箇所

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 （踏切道改良促進法施行規則）				
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名					
第4喜多方街道	福島県喜多方市豊川町大字氷室字道端5550	東日本旅客鉄道(株)	磐越西線	県道	喜多方会津坂下線	第2条第8号	－	－	－	－
新沼	福島県相馬市新沼字前谷地29-3	東日本旅客鉄道(株)	常磐線	市道	日下石石上線	第2条第10号	－	－	－	－

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条　踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

一　一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの

二　一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの

三　一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの

四　踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ　踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの

ロ　踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの

ハ　踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの

ニ　踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの

五　踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの

イ　踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの

ロ　踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ　前号ハ及びニに該当するもの

六　踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ　踏切遮断機が設置されていないもの

ロ　踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七　直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八　通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九　付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十　前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの